令和８年度　第１回静岡市再犯防止推進協議会

1 日時

令和８年８月６日（木）　15時00分から17時00分まで

2 場所

静岡市地域福祉共生センターみなくる　２階　会議室１

3 出席者

（１）委員（敬称略）

天野早苗・石川亜弓・小久江陽子・後藤清雄・澁谷耕一・白鳥裕也

鈴木久義・高橋努・津富宏・増田喜和・松永厚司・望月美紀

（２）事務局

三浦福祉総務課長、近田地域福祉係長、三室副主幹、四條主査

4 欠席者（敬称略）

勝又隆弘・齋藤寧・間光洋

5 議事

（１）令和７年度再犯防止推進事業の実績報告及び令和８年度再犯防止事業の予定

（２）再犯防止に関する支援者養成講座の開催

（３）第２次静岡市再犯防止推進計画の進捗状況

6 会議内容

（１）開会

（２）福祉総務課長挨拶

（３）委員自己紹介

（４）議事

ア　令和７年度再犯防止推進事業の実績報告及び令和８年度再犯防止推進事業の予定

事務局より資料１を使用して説明をした。

イ　再犯防止に関する支援者養成講座の開催

事務局より資料２を使用して説明をした。

ウ　第２次静岡市再犯防止推進計画の進捗状況

事務局より資料３を使用して実施をした。

（５）連絡事項

（６）閉会

7 議事詳細

後藤会長　はいそれでは議事に入りたいと思います。

まず第1の議事、令和7年度、再犯防止推進事業の実績報告および令和8年度再犯防止推進事業の予定に関して、

事務局からお願いをいたします。

事務局　はいよろしくお願いいたします。

事務局、福祉総務課の四條です。

ただいまご説明いただきました令和7年度の再犯防止の報告そして

令和8年度の再犯防止推進事業の予定についてご説明させていただきます。資料1－1をご確認ください。

こちらの資料に沿って説明をさせていただきます。まず、再犯防止相談支援事業についてです。

昨年度の報告になりますが、再犯防止推進センターの設置と、再犯防止推進員の設置をしました。

そして三区の保護司会へ委託をしまして、更生保護サポートセンターに再犯防止推進センターを設置しております。

また市民ボランティアによる再犯防止推進員を新たに5名任命しまして、葵区2名、駿河区3名、清水区2名の

保護司会の方、あと市民ボランティア9名の計16名の再犯防止推進員を設置いたしました。

ここまでが令和7年度の事業ということになります。その下の括弧で囲っていますのが、

令和8年度のものになるのですが、令和8年度市民ボランティアによる再犯防止推進員を新たに3名

認定しておりまして、保護司会から葵区2名、駿河区3名、清水区2名と、あと市民ボランティア12名の計19名で

対応しているところです。次に再犯防止推進員による付き添い支援についてご報告をさせていただきます。

再犯防止推進員による付き添い支援にですが、昨年度1年間で検察などから23件の相談をお受けしまして、

うち8件の付き添い支援を実施しております。参考数値としてお示ししておりますが、一昨年令和6年度は、

15件の相談のうち、8件の付き添い支援を実施しております。付き添い支援についてご説明をさせていただきます。

当市では保護観察がつかない方や、刑務所から出所された後どこに行けばいいか、何をすればいいか

わからないという状態になっていることがあります。そういった方の情報を検察などからいただきまして、
その方について対応していただける再犯防止推進員の方をこちらで調整しまして、スケジュールを調整
することができましたら、検察等から不起訴等で、出られる方の引き継ぎを受けまして、推進員の方と
今年度であれば私のような職員とですね、一緒に役所での手続きだったりとか、必要な手続きを行うと
いうような形を行っております。推進員の方にも積極的にご本人と関係構築していただきながら必要な支援機関へ、
よくありますのが、生活保護の申請になるのですが、暮らし・しごと相談支援センターさんや戸籍・住民票の
異動、保険や水道料金の支払い、そういったところも幅広く繋げていきながら、きちっと生活が立て直すことが
できるよう支援をお願いしております。出所後、生活を安定させるための土台作りをサポートするのが
付添い支援の役割と考えております。昨年度、８件実施しておりますが、そのほとんどが生活保護の申請、
一時的な居住先の確保を依頼するような形となっております。また、居住支援法人に同席をしていただいたと
いうケースもございました。他にも、生活保護の申請に繋げていく予定ではありましたが、本人の気持ちを
推薦員の方に傾聴していただいて、受け止めた上でどうしていくべきか考え出所後の生活を考える時間を作り、
罪を犯す前の就労先と連絡を取り合うというようなこともありました。簡単ですが、付き添い支援の詳細を
お伝えさせていただきました。加えて伴走型支援についてですけども、こちらは付き添い支援の後に、
社会生活を定着させていくために引き続き、数ヶ月に渡って支援をしていくというような事業になります。
昨年度は、８件の支援を実施。参考として令和6年度には10件実施しているような状況です。
また今年度初めには、登録されている再犯防止推進員向けのフォローアップ研修を開催いたしました。
新たに委嘱する推進員への本事業の目的だったり、内容を理解していただくこと、また以前より活動していただいて
いる推進員の皆様同士の理解と交流をしていただくために、当日は16名の推進員の方に参加していただきまして、
皆さんの支援活動について共有をしていただくことができました。資料1－2の方にフォローアップ研修の
アンケート結果をつけさせていただいております。研修内容の理解が深まっただったり、今後の支援活動について
本研修を生かすことができるかという回答には、100％の回答をいただくことができました。今までどういった
付き添い支援を行ったか、付き添い支援をしたことがない推進員の皆様が不安に思っていることを、ざっくばらんに
話す時間を設けることができまして、委員の皆様からも今回のような事例紹介、意見交換の機会を今後も
継続して行っていってほしいというような意見も多くありましたので、当市としても、こういった機会を
開催していけるよう、検討していきたいなと考えております。
また資料1－1の裏面の方に行っていただきまして、再犯防止推進に関する啓発ということで市民講座の内容に
ついてご報告させていただきます。その前に一つ訂正をお願いします。こちらの再犯防止市民講座の記載欄
復帰のサポートの支援者を養成するためのという養成という字がですね、間違っているので訂正お願いします。
こちら、更生保護や再犯防止に理解ある市民を増やし、生きづらさを抱える人の社会復帰サポートを
担う支援者を養成するために、全7回の連続講座を実施いたしました。昨年度は、申込者が12名ありまして
そのうち修了者数が6名、この中から再犯防止推進員に申請していただいた方が3名いらっしゃいました。
令和8年度の講座の詳細については、またこの後、議事(2)でご報告をさせていただければと思います。
今年度につきましては、10月の広報紙「静岡気分」で募集案内を掲載しまして、受講者を募集する予定でいます。
講座開始は11月からで、1ヶ月につき1回から2回程度、全7回の講座を実施する予定です。
またイエローライトアップ運動についてですが、第75回社会を明るくする運動の一環として、
昨年度7月の1日から31日まで静岡市役所静岡庁舎本館を更生保護イメージカラーである、黄色にライトアップしました。
今年度も令和8年の7月1日から31日までライトアップを実施しております。
また、社会を明るくする運動の強化月間について、広報紙であったり、Ｊ－ＷＡＶＥのラジオにて
広報活動を実施しております。今後になりますが、保護司向け研修教材雑誌、更生保護8月号にて、
当市の再犯防止の取り組みについて、掲載していただく機会をいただいております。
また、今年の12月には、静岡保護観察所の方と共催で、静岡市民向けシンポジウムを開催する予定となっております。
次に、静岡刑務所さんの方でやっていただきますアートフロムプロジェクトについてご報告させていただきます。
令和7年度は、10月の6日から10月の10日まで静岡市役所の新館1階で受刑者のアート作品の展示を行っていました。
今年度につきましては社会を明るくする運動の強化月間中の7月の6日から10日までの間、静岡市役所1階で展示を
実施しております。簡単ではございますが、今年度、そして昨年度の事業報告と事業予定についての
説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

後藤会長　どうも事務局ありがとうございました。
それでは委員の皆様からご質問、ご意見等をいただきたいと思います。
天野委員、お願いいたします。

天野委員　はい。
すみません、1ページ目の伴走型支援の中で、付添い支援は私もやらしていただいてる1人ですけども、

その後の継続支援ですね、希望してるのが8件あったということで、その8件は全部推進員さんも
一緒だったんでしょうかということを、ちょっとお聞きしたいです。
継続した8件は、推進員さんも8名さんいらっしゃったんでしょうかという意味です。役所の人だけじゃなく、
例えば役所の方だけですませたときもありましたよということじゃなくて、推進員さんも8名、
そのときに参加したっていうことでしょうか。

事務局　付き添い支援自体はこの８件全て付き添い支援員さんの方にお願いした方を計上しているという形になっております。
この伴走型支援に移っているものに関しては、社会福祉協議会さんの方にこちらからお願いをしているものですから、
引き続きの支援というところにいくと、この社会福祉協議会の職員さんの方に、
継続した支援をお願いしているというような流れです。

天野委員　ちょっと確認ですが、その後支援の希望という中の8件は推進員さんの方は、参加してなかったっていうことでしょうか。
ちょっと個人的に確認したいのですが、8件実施して、この継続支援の中には推進員さんはいらっしゃらなかった
ということでしょうかということをお尋ねしたい。

事務局　付き添い支援の8件に関しては全ての付き添い支援員さんが対応してくださっています。
伴走型支援の８件については、付き添い支援員さんではなく、社会福祉協議会の職員さんにお願いをしております。

天野委員　わかりました。すみません、ありがとうございました。

後藤会長　天野委員よろしいでしょうか。
それでは津富委員、お願いいたします。

津富委員　はい。
今の天野さんのご質問を聞いて私の質問が増えました。
私の理解では、だんだんナチュラルサポートに移行していくべきなので、一般市民から社会福祉協議会という専門性のある方向に
移行するのは逆方向ではないかと思います。それに関連して、もう一つ聞こうと思っていたのは、伴走型支援において、
どういうところと一緒に関わられたのかということです。どんなところと一緒に支援をしたのか。
8件あるのでそれぞれだと思いますが、この点について知りたいです。それが一点目で、もう一点は
多分昨年も一昨年も同じお願いをしていて、なかなかそうならなかったということで、繰り返しの確認になりますが
支援者養成講座は受けるだけでなく、その後、実際にやってみることに意義があると思いますので、既に再犯防止推進員として
活動されてる方と交流して今後どうしていくかを考える回をもう一回増やした方がいいというご意見を差し上げたと
思うんですけれどもその辺今年度はどうなのか伺いたいです。以上です。
以上です。

事務局　まず1個目の方に関しては、社会福祉協議会さんの方からの報告書の中では、特にどこかに繋げたというよりかは、
日頃の生活の中で日常的な不安だったりとか、就労を継続できているかというところの確認を続けて行っていきながら、
安定した生活が行えたというところで終了するような流れで聞いております。なので、具体的にどう具体的にどこに
繋いだとかという話はちょっと出てこないのですが。引き続き支援をお願いしているというところであります。
２つ目の質問をもう一度教えていただいてもよろしいですか。

津富委員　養成講座の中で、例えば第8回として別に回を設けて、既に再犯防止推進員である方とか活動されている方と懇談をして、
やってみたくなる、やる気が出る回を設けた方がいいという意見を多分2年間にわたって申し上げていると思います。

事務局　それにつきましてはまた後ほど担当が説明しますけれども、一応今年度について、最終回に再犯防止推進員さんに
講義していただき、意見交換するという場を設ける予定です。また後ほど説明します。

津富委員　説明だけでなく、ワークショップ的な時間があるといいなと思います。

事務局　また次に説明する資料2－1のですね、再犯防止に関する支援者養成講座のところにカリキュラムの講座メニューがあります。

津富委員　ちょっとだけ一点飛ばされたので考えを伺うと、1点目の伴走型支援のところで、あの先ほどお尋ねしたのは、一旦
再犯防止推進員という一般市民に振りつつも、その後、社会福祉協議会さんという専門職に振り直すというところが不自然
じゃないかと私は思います。この点についてお伺いしたいと思ったのですが。

事務局　そうですね私個人の考えで言わせていただくと、再犯防止推進員の方にもですね、この養成講座を受けていただいて
専門知識を持っていただいている方たちという認識ではいるもんですから。ただ、そこと社会福祉協議会さんとの
役割分担というところが、もう少し明確というか、きちんとご説明できるような形に捉えていくことが必要なのかなとは
思ってはいるので、そこは今後ちょっと検討させていただければ。

津富委員　恐らく天野委員が聞かれたところは、再犯防止推進員と社会福祉協議会さんが一緒にやったのですかという質問だと思うんです。
社会との接点が狭まるような方向性の支援については見直していただければと思いますし、今の付き添い支援の規定では
ここまでしかできない、その後は伴走出来ないというのであれば、規程の見直しが必要かなと思います。

事務局　はい、ありがとうございます。

後藤会長　津富委員よろしいですかはいありがとうございます。
それ以外に、小久江委員お願いします。

小久江委員　社会福祉協議会です。
今お話が行政の方からもありましたけれども、８件実施しているというところで、やはり関係作りも含めてですね、ちょっと丁寧にやっていくというところ。すぐ解決ということではないですけれども継続的にどのような生活なのかということをコンスタントに話を聞きながら、支援をしていくということの取り組みで時間をかけながらやらせていただいてるという状況です。
後藤会長　どうも小久江委員ありがとうございます。
その他の委員様から、松永委員。
松永委員　私どもが生活支援課にＡさんを案内すると生活支援課の方で、それぞれの手続きをしておいて、生活保護の支給の対象になりました。そこで私どもとは、もうお会いすることはないわけです。社会福祉協議会と市役所の方に、お願いをして終わる。私が危惧してたのは、本当にその方が、本当に更生をして再々犯を起こさないようにするということは、僕はあり得ないと思った。案の定、4年前にやった方が、また犯罪を犯して私のところに市の方から前回松永さんに受けてもらっているからやってくれ、ということであった。
前回の会議でお願いしたのは、追っかけ。本当に、1回だけで更生してくれるかどうか。僕ははっきり言って、ないと思ってたらやっぱりなかったわけだから。ある一定のルールの中でということで私はお話しましたけども、役所の方にもお手数かからないように、あるいは我々の方はそれを前提として、僕はやっていかないと、その方のその後の生活を誰が面倒見てくれるのか。聞いてみたらやはり万引きして、どこで寝てたって聞いたら神社って。お寺さんには、防犯カメラが入ってるから、神社に寝て、で腹減ったから万引きしたんだという話なのですが、そのことの繰り返しもされるということは非常に怖いものですから、追っかけをしていかなければならないなと思ったということが、今の関連する中ではあったということをお話させていただきました。以上です。
後藤会長　松永委員ありがとうございます。
そういう意味でその申請等で終わる手続きで終わるのではなくてということで今意見が出ておりますけど、市の方は、
事務局　私としても今、付き添い支援の方で初回で終わってるという状況ではあるんですが、この付添い支援員さんに継続して支援をしていただくことというところも話としては出ております。ただそこに関わる支援員さんの個人情報だったりとか、続けてこうやっていただくことのリスクというところも慎重に考えなければいけないのかなあとは思っているので、もちろん委員の皆さんからのご意見というところも、こちらとしては考えていきたいなと思ってはいますし、私達の考えをまた皆さんに投げさせていただいて、どういったところでこの再犯防止事業をもうちょっとレベルアップできるのかというところを一緒に考えさせていただけたらなと思っております。
後藤会長　松永委員よろしいでしょうか。
よろしいですか、今の市の返答で。
事務局　ちゃんとした答えができなくて申し訳ないですが、今すぐどうこうなるかというところではないのですが。
松永委員　考えていただけるということの解釈でよろしいですね。それだけでも進んだと私は解釈します。
事務局　すみません、1点補足させていただきますと、先ほど推進員さんの役割といたしましては、最初のその支援機関の繋ぎをメインでやっていただく、できればその事例がなるべく多ければその方が良くて、1人に対して深く支援を継続していくことのリスクというのは四條からお伝えした通りで、その後対象者がまた罪を犯してしまうのではないか、そこのフォローアップをどうするのかというご意見もあったと思います。そこに対してお答えさせていただきますと、従来の市のやり方を引き続きということなってしまうのですが、やはりそこは伴走型に繋げていくためにこちらとしても対応していくべきだと思っています。具体的な昨年度の事例をご紹介しますと、昨年の生活保護受給に至った方におかれましては、基本的にはケースワーカーがつくものですから、そういった職員の定期的な訪問によって社会との繋がりというのは維持されてるところがあるのですが、おひとりだけある程度資産があったので、生活保護すぐに申請開始に至らなかった方がいたのです。その方が、本当に社会と何も繋がらなくなってしまうから大丈夫なのかというご意見を、その生活支援課から聞かれたことがありました。それに関しましてはちょっと異例ではあるのですが、伴走型支援の社会福祉協議会の担当の方と相談しまして、伴走型支援に繋げていくような対応をしていた事例もあります。そのため、付き添い支援は、現状やはり最初の入り口の入り口支援、それからそれで終わってしまうことがどうかと思いました。こちらも積極的に、状況を把握できる限り把握しながら、伴走型支援に繋げていけるかどうかというのを気にしていく必要があると思っているところでございます。
補足の説明でございました。
後藤会長　どうもありがとうございました。
津富委員　一応補足ですが、多分私が申し上げたのも松永さんがおっしゃったのも、天野さんがおっしゃってくださったのも同じ意見だと思います。伴走型支援イコール社会福祉協議会による支援ということでは必ずしもないと思います。社会福祉協議会のバックアップについて伴走という言葉を使っていますけど、社会福祉協議会は専門性が高いので

やはり、バックアップであって地域での伴走とは違うと思います。松永さんの意見にもありましたが市民による
付添い支援、市民による再犯防止推進そのものが創出できることが静岡市の仕組みの特徴ではないかと思います。
切れない支援ということです。そうなるように、当初の設計とは違ってくるかもしれませんが、仕組みを見直して
いただけたらと思います。

後藤会長　どうも津富委員ありがとうございました。今ちょっとお話出ましたけど静岡市としては特徴というか、いいものを
繋げていただきたいと思いますので、そちらもよろしくお願いいたします。他の方、お願いいたします。

鈴木委員　お時間いただきましてありがとうございます。
私が今、この居住支援を９年ほどやっているのですが、率直に言います。この制度設計もいいのですが、刑務所
の方と間近にお付き合いしてるのですが、静岡市や社会福祉協議会さんはどうしても事業として
やるものですから、その制度に当てはめようとしてしまうというのが大きくてですね。例えば刑余者さんだと、
こういう制度に当てはめますと反発してしまうっていうのが結構見られます。説明をちゃんとしているのですが
理解できない方ってかなり多くて、その後私のとこに電話で泣きながらで相談する人とかもいるのです。
制度内のことについてはいいのですが、多分一番必要なのは制度外のことなんですね。
制度外のことをどうやってフォローしていくかっていう人がいなければ、多分これは、この制度はうまくいかないかなあと
は感じております。例えば私も刑余者の方と時間外にあって、勤務時間外に会って話をしてます。
今日も勧善会さんから委託された方で入居したんですけども、その方とも会って、ちょっとご飯食べながら話しようと
思ってるのですけが、そういうことをしていかないと、信用できる人が誰なのかという、そこで見つけさせて
あげないと、一番かわいそうなのかなという可哀想というのも失礼なのですが、やっぱりそこが大事で、
制度外のフォローをちゃんとどうやっていくかということを考えていくことが大事だと思います。
社会福祉協議会さんも頑張ってらっしゃるんですが、やっぱり異動があります。人が変わると止まってしまう
というのは正直あります。これはしょうがないです。生活支援課さんも定期的な訪問って言いますけども、
実際には1年会ってないという方もかなりいらっしゃいますね。人手不足ではあるでしょうけども。
これ本筋も本音のところで話していかないと、クリアできない部分がありますので、ここは綺麗ごと言わずに進めていけ
ればいいのではないかなあと思います。すいません失礼します。

後藤会長　どうもご意見ありがとうございます。

事務局　そうですね確かにその制度外というところはすごくある必要なところではあるんですけども、そこを補うところを
誰が担うかというのはそもそも難しいところでして、推進員さんにそこまで担わせるわけにもいかないかなと
いうのもありますし、誰が代わりにやってくれるのかという話にもなるものですから、そこはちょっとなかなか今、
答えを出せるわけではないのですが、今後の再犯防止推進事業を進めていくにあたって、この再犯者を
地域の中で生活させていくための課題の一つとして、本市としても考えていく必要があるかなと思っています。

後藤会長　ありがとうございます。そういう意味では継続課題として、一つお願いをしたいと思います。
議事1に関しまして皆さん他のご意見、ご質問と、よろしいでしょうか。
それではご意見どうもありがとうございました。
次続きまして議事に再犯防止に関する支援者養成講座の開催についてお願いをしたいと思います。

事務局　はい。
続きまして資料2－1です。先ほど少しお話出ましたけども、再犯防止に関する支援者養成講座の概要について、今年度の
内容についてご説明させていただきます。先ほどのその8年度の事業予定でも触れさせていただきましたが、
令和7年度に実施した市民向けの養成講座を今年度も継続して実施させていただく予定でいます。
再犯防止、更生保護制度に理解のある市民を増やし、犯罪をした者等が社会的に復帰できる地域作りと、将来的に
保護司の担い手を増やす土壌作りを目指していければなと思っております。令和7年度同様に、講座修了者で
再犯防止推進に携わりたいと希望する者を、再犯防止推進員に任命します。また、再犯防止推進員以外の市民ボランティア
等も取り上げまして、犯罪をした者等に支援者として関わるきっかけを繋げていきたい。と、考えております。
講義メニューについてはご覧の通りです。昨年度と同様に第7回まであります。初回の11月は、静岡地方検察庁さん
にお願いをしておりまして、刑事事件の流れについてや後は裁判所等の施設見学をお願いしております。
12月には静岡保護観察所さんと、あと葵区の保護司会さんの方にお願いしまして、更生保護制度だったり
保護観察所・保護司さんの取り組みについてご説明をしていただければなと考えております。
第3回第4回ですが、昨年度は、少年鑑別所と少年院さんの方の施設見学と講義の方お願いをしていましたが
今年度、一昨年にも実施していましたけれども、静岡刑務所さんの方に講義をお願いしております。
少年院さんと静岡刑務所さんの方に今年度はお願いをするというような形になります。
年明けて1月、第5回ですけども、就労支援事業者機構さんと静岡公共職業安定所さん、協力雇用主さんのご協力を
いただきまして、出所者が仕事が見つかるまでの支援についてご説明をしていただきたいと考えています。
第6回も、先ほど後藤会長から話がありましたが、勧善会さんにご協力をお願いしております。

勧善会さんには、出所者の方の住まいだったりとか、出所後の支援というところでお願いをして、また施設の
見学会についても同時にお願いできたらなと考えております。第7回最終回になるのですが、
こちらも少し話がありましたが、昨年度は、薬物、その他依存症克服するための支援制度について、ダルクさんや
保護観察所さんの方にお願いをしておりましたが、今年度は、本市の付き添い支援事業と、
居住支援について、鈴木さんと再犯防止推進員の方に何名か来ていただきまして、どういった形でこの事業に
関わっていただいてるかという説明をしていただく予定になっております。
また、この開催の日についてですが、昨年度こちらで少しお話しした際に、少しご意見いただきまして。
休日開催について話が出たかと思うのですが、昨年度休日開催を行ったのですが、実際平日より出席率が
低くなりまして、出席者の講座終了後のアンケート結果についても、休日よりも平日の方が調整しやすいという
意見が多く聞かれております。今年度の養成講座開催については、昨年のアンケート結果と、出席率の状況を踏まえまして
全日平日開催という形で開催できればなと考えております。
本年予定しております市民向け養成講座の説明については以上となります。よろしくお願いします。

後藤会長　どうも事務局ありがとうございました。それでは各委員の皆様からご質問ご意見をいただきたいと思います。
挙手でお願いいたします。津富委員お願いいたします。

津富委員　開催日ですが平日が多いので、比較的年齢が高い参加者が多いのかなと想像します。
年齢層の高い方に来てほしいということなのか。実際去年、どんな方が参加されたかを教えてください。
もう一つはですね、なかなか難しいかもしれませんが、講座に参加する人は犯罪を犯したことがある方と
接したことがない方が混ざっていると思います。あの勝手に行ってはいけないと思うんですけど、
ダルクに伺えば、罪を犯した人と接する場面を作ってくださることが一般的に多い気がします。
なので、そういうところに行ってみて、こういう方々なんだなあというようなことを学べる場面があってもいいと思います。
少年院や刑務所は守秘義務があるので、当事者との接触は難しいとは思いますので、その辺について、
ご検討いただけないかなと思います。

後藤会長　どうもありがとうございました。
まず今一つ目の質問の方のあの昨年度自体の出席者の属性とか何か資料があるんですか。

事務局　すみません昨年の担当した三室からお答えいたします。
まだちょっと明確に何人とかはないのですが、全体の印象といたしましては、男性女性、高齢の方から、30代くらいと
幅広い方に参加していただいた印象です。

後藤会長　それだと津富委員としても、質問と連動しないかもしれないんで、もちろん個人名とか何も言いませんけども、
例えば何回かやったうち出席欠席が当然あったと思うので、性別出すかどうかはありますが、男性何人出席
女性何人出席だとか、年齢を大雑把に若年とミドルとシニアぐらいに分けて、どんな出席状況だったかということがあれば。
津富委員も以前からその休日開催の話がいろいろ出てると思うんですが。

津富委員　現役の人にとって、付き添い支援が、昼間に、役所に行くということなので難しい部分があると思います。ですので、
どうしても退職された方と、女性の方、主婦の方になってしまうのかなと思いますけど。

事務局　決して高齢者や退職された方だけで良いと考えているわけではありません。全7回のうち1回だけ休日にすることで、
全部出席できるわけではやはりないものですから、そこは極端な話、全回を夜間休日開催にするというのも
それはそれで行政の対応としては難しいところもございますので、そこはですね、より参加できる間口を広げるために、
どこまでできるかというところの中で、ちょっと令和9年度以降の対応になってしまうかもしれませんが、
検討させていただきます。

事務局　また、依頼先が検察庁さんだったりとか、刑務所さんだったりとか、なかなか休日夜間にご対応が難しい機関も
あるため、そこは我々でも難しいかなと考えております。私達の方で今検討しているのは、刑務所さんとか
検察庁さんとか難しいと思うんですけれども、こちらで養成講座の内容ですね、動画撮影させていただいて、
それをアーカイブ配信みたいな形でできないかというのは一つ検討しているところであります。
ただ、これを動画配信を観てどういう形にしたら、レポートを提出していただくなり、どう研修を受講したとみなす
みたいなところの詰めがまだ全然できていないところでもあるため、そこは次年度以降の課題として私達としては
考えております。

後藤会長　どうもありがとうございます。これまでがどうこうということじゃなくて、そういうご意見もありますので、
いろんな方々にご参加いただけるような意味でまたご検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

津富委員　私もアーカイブがいいなと思っていました。見ながらチェックしていくような。
見ないと答えられないような、でもそこまで難しくない項目を10くらいチェックしてもらって。
そんな仕組みがあれば、理解度がわかるかなと思います。

後藤会長　ご意見として、はい。あと他の委員の方からご質問。はい天野委員、お願いいたします。

天野委員　再犯防止推進員以外の人たちの市民ボランティアの支援っていうのをお考えいただいてるようなのですが、

これは受講した中の推進員以外の市民という意味でしょうか、それとも市民全体を対象としてるという意味なのでしょうか。それが一つと、2番目がその活動は今現在どんなイメージの活動によるのでしょうかということをお聞きしたい。以上です。

後藤会長　事務局よろしいですか。

事務局　はい。
一つ目ですが、再犯防止推進員以外の市民ボランティアを取り上げる内容についてですが、どういうのを想定しているか。

天野委員　あの受講してなくても、その市民を対象にするんでしょうかという。それと受講者の中の推進員以外の人を考えています、とそういう意味でしょうかっていう質問です。

事務局　受講していなくてもっていう捉え方でいいかなと。
受講している人の中で再犯防止推進員にする方は修了した後に、こちらとしては、委員さんにお願いしている。

後藤会長　なる方とならない方がいらっしゃるわけですね。

事務局　多分天野委員がおっしゃりたい内容は、再犯防止推進員以外の市民ボランティアでどういうことをお願いするのかと思うんですが。この養成講座で受講しました全員が推進員になるわけではなく、希望する人がなります。
ただ、この講座を学んだことで、何かしらのきっかけで、例えば保護司さんになっていたりだとか、その地域の中の活動に参画してみようだとか、そういったきっかけ作り、気づき作りっていうのも期待したいなというところがございます。市が何かしらのボランティアのコースを設けているわけではなくて、この講座で得た知識と知見等をきっかけに、ぜひそういった分野にちょっと一歩足を踏み出していただきたいなとそのような意味でございます。

後藤会長　天野委員よろしいでしょうか。

天野委員　それは具体的にどういう活動になるかっていうのがそれが2番目の質問。具体的な活動のイメージ。

事務局　市民ボランティアだとか何かしらの活動というか、市の方でこうやってくださいではなくて、講座を受けてご自身がさっき申し上げた様々な地域にそういった団体さんとか保護司さんもいらっしゃるので、そのような活動を自らやってみようかなっていうことで、そのようなことを期待するというところでございます。
市が何かしら役割を与えてこれやってくださいねという形じゃなくて、あくまでも講座を受けた方発信でちょっと動いていただくっていうのを期待するっていうとこですね。

天野委員　はい。ありがとうございます。

後藤会長　要はそれをきっかけに、広く市民の方々に関心を持っていただきたいという、もちろん推進員なる方もいらっしゃるけど、それ以外の方も、こういう現状見ることによっていろんなボランティアを、例えばの話が今勧善会についていろんな方がお手伝いさせてますけど、別に保護司をしてない方でも、勧善会でお手伝いくださるとか、そういうきっかけになればというような受け取り方でいいですか。

事務局　おっしゃる通りです。すいませんうまく言えなくて、ありがとうございます。

津富委員　ちょっとだけ、関連して。会長が今おっしゃられたんですけど、ボランティアさんが関わっている部分がこの依頼先の中にあるところがあると思います。ですから会長さんが言われるように勧善会さんもそうですし私も訪問先の全てについてどの程度ボランティアさんが入っているかわかりませんが、協力雇用主もボランティアですよね。だから、これらの依頼先に、事業概要に関わる内容をお話を依頼するときに、ボランティアが出来るのであれば、そのことも含めてお話して欲しいというにお願いすればいいんではないかなと思います。

事務局　ありがとうございます。そうさせていただきます。

後藤会長　津富委員の意見もまだ反映するような形でまた講座の方よろしくお願いしたいと思います。この2号に関して、養成講座に関するご意見ご質問等いかがでございましょうか。よろしいですか。
それでは、3号の次の方に移らせていただきますが、第2次静岡市再犯防止推進計画の進捗状況に関してこれは大きな資料ですかね。説明をお願いいたします。

事務局　それでは再犯防止関連事業についてご説明させていただきます。
Ａ3の右上資料3－1と書かれているものをご覧ください。
再犯防止関連事業についてですけれども、事業数がかなり多く、他課所管の事業もあるものですから変更点、今年度に変わっている部分について、ご説明をさせていただければなと思います。まず一つ目ですね、事業類型1、就労支援の充実のうち、個々の適性を踏まえた就労支援の充実、というメニューがありますが、この中でナンバー2高齢者等就労促進事業というものがあります。こちらは、高齢者が企業や地域で働き・活躍することができる環境を整備するため、就労希望者と就労先のマッチング支援を行うということなのですが、こちらの事業対象が、シニア世代だけでなく、ミドル、ミドル世代の事業対象としていくことになりましたそのため、この括弧書きのところ、他部署機関と連携の中に静岡市発達障害者支援センターと、静岡市ひきこもり地域支援センターさんが追加されていて、就職氷河期世代や引きこもりへの支援を行っていくこととなっております。また、一番下、7番になります多様な

就労困難者の雇用促進プロジェクトについてですが、こちらの事業は、令和6年度からナンバー5活躍支援プロジェクト検討事業に代わるものとして新規実施しておりました。しかし、今年度から刑務所出所者等は、事業対象から外すということになっております。この背景といたしましては、元々この事業、一部委託という形で事業実施をしていたのですが、今年度からＰＦＳ方式、成果連動型民間委託契約という形で全部委託となっております。元々この事業の事業対象者が手帳を持たない障害の方やひきこもり、ひとり親家庭等であって、刑務所出所者等については、母数も少なく、委託を行うにあたり、ノウハウもなく苦慮されることが想定されるということで対象からは削除となっております。次ページめくっていただきまして、事業類型２住居確保の支援ということについてですが、こちら特に変わった点といたしましては、ナンバー11居住不安定者等と居宅生活移行支援事業というものがあるのですが、こちらは、昨年度まで居住支援を実施していた法人に対して、当市から補助金を交付しておりました。ただ今年度は、補助金という形ではなく全部委託という形で、居住支援法人さん1社に委託しまして、生活支援課や暮らし・しごと相談支援センターからの居住支援依頼について対応していただくことになっております。この一社の委託先については、居住支援だけではなく、その後の見守り支援やホームレス支援という形で夜間の市内巡回を行うことを、委託として行うこととなっております。その他、当市の組織再編の都合上によりまして、所管課の課名変更が2件あります。ナンバー17の、重層的支援体制整備事業が福祉総務課から安心感がある温かい社会推進課と変更しております。続きまして、ナンバー32　4ページ目ですが、人権啓発活動について、男女共同参画・人権政策課から社会的包摂推進課に変更となっております。再犯防止関連事業の中身についてご説明は以上になります。参考資料としては、もう一つ資料3－2をつけさせていただいております。こちらが、昨年度をご紹介させていただきましたが、静岡市内の初犯者数、再犯者数の推移になっております。令和6年の数値を新しく紹介させていただくつくりになります。統計としましては再犯者率、再犯者数いずれも、令和5年よりも増加しております。原因として推測にはなるのですが、新型コロナウイルスの対応が収まって人流が増加して、犯罪機会そのものが増加したのではないかなと考えております。静岡市の令和6年の再犯者率が45.5％となっていますが、こちらの記載はないのですけが、静岡県で見ますと、再犯者率46.3％で、全国の再犯者率としましては48.1％となっており、再犯者率が高いながらも抑えられているかなと思うところでございます。犯罪種別で言いますと、ひったくり等の窃盗犯が一番多く、約40％にあたる459件、続いて傷害暴行等による粗暴犯が36％にあたる412件となっております。当市としては今後も、再犯防止事業の必要性があるというところは確認しながら、長期的に再犯者数や再犯者率が減少していくことを目指しつつ、この統計につきましては今後の協議会でまた随時紹介させていただければなと思っているところです。以上になります。

後藤会長　どうもありがとうございました。
今、数字の推移もございました。その3－2の前にまずが再犯防止関連事業3－1の方の案件でございますが、こちらに関してのご質問ご意見等、各委員からいただきたいと思います。今回初めてご出席の方もいらっしゃると思いますので、わかりづらいこととか何かあれば、せっかく機会ですから、ご質問いただければと思います。

事務局　すみません、補足ですけれども、先ほど会長から話がありました勧善会さんにつきまして、静岡市としては、ナンバー9になります生活困窮者居住支援事業の協定を勧善会さんと結んでおりまして、一時宿泊について必要性があればちょっと勧善会さんの方にご協力をお願いするような形で協定を結んでいます。

後藤会長　どうもありがとうございます。
津富委員どうぞ。

津富委員　事業はたくさんあって読み切れないんですが、問題意識として申し上げたいです。どの事業で拾ってますかみたいな質問になるのですが、2点。あの刑余者の方の居住保障のために、居住支援法人はすでにあるのですが、やはり住まいが難しいことが多いと思います。欧米では、刑余者に優先的に配慮して、公営住宅で居住を確保するということがしばしば行われているという認識をしています。そういうようなことを静岡市として応援するというか増やすような事業があるかというのが１点目です。もう1点は皆さんご存知だと思いますが、いわゆる反社会的集団に属している場合、銀行口座が作れないとか、契約ができないとか、家族自体もいろいろそういう制約を受けたりとか、アパートの契約など色々な契約に差し支えます。そこで、反社会的な集団に属していたものの、でも辞めたいという方に関して、かなり長い間、安定した一般社会人として扱いを受けられず、かえって困窮していくということがしばしばあって、それに配慮したというか、そこをケアするような事業があるかということをお願いします。

事務局　市営住宅の中で実際その再犯者を優先的に入居させるという措置については、特に今のところないです。ただナンバー11です。セーフティネット住宅登録制度の活用というものがあるのですが、民間賃貸住宅の登録を促して居住の安定に努めるという事業はあります。ただ、先ほどお話させてもらったように市営県営住宅の中で優先的に取り組むとか、こちらの市の中で持っているもので優先的にというところはありません。かつ、今まで私が事業担当してる中でも、そのような話が上がっていることもないです。

いまの津富委員の話を聞いて必要性はあるかなとは思いますが、しかし市営住宅の入居者の方の理解というところになると、そこはまた一つの課題になってくるとは思います。すみません、ご意見としては頂戴しますけども具体的にちょっと進めていくのは難しいところだなと認識をしております。

後藤会長　どうもありがとうございますそれでは第2点目の方お願いします。

事務局　暴力団関係はそうですね、私が以前所属していた中で暴力団の方と関わる機会があったのですけど、やっぱりそのような方に支援するというのは市としても困った記憶があるため、なかなか難しいかなと思っております。
暴力団を抜けない限りは、市の制度だったりとかサービスっていうのを使えない流れというか、決まりにはなっているものですから、そこを抜けたいよと言っていただけるのであれば、そこは警察の方に繋げることができるかなと思うのですが、本人は抜けられないという状況になっている以上、市としてはなかなかそこに繋がる支援というのは難しいと認識しております。

津富委員　一応、補足します。
私の質問は抜ける気満々で抜けると言ってるけど、警察の方が直ちに抜けたと認定をしないので銀行口座が開けないという状況が続くということです。警察は状況を見極めるのでしょうが、警察に対して、市として一緒にやっていますよということを伝えていくと、警察の判断にも影響するのではないかとと思います。
最初の質問に戻りますと、居住支援法人さんとコミュニケーション取っていかれると、居住支援法人にとってはオプションとして増え、民間住宅だけを探さなくてもよくなります。その辺も居住支援法人とも相談していくと、居住確保として事業として一つ立っていくのかなと思います。

事務局　そうですね、今お話あったようにもちろん鈴木（委員）さんに繋げる、居住支援法人に繋げて再犯者の方の居住の確保に繋げていくことはできるかなとは思っています。ただそこはどうしてもやっぱり民間の住宅になってしまうので、市営県営という形になると、少し難しさは出てくるのかなと思います。

後藤会長　津富委員、確か静岡県警は一昨年ぐらいに積極的にその団体からやめるための専属部署を作られたと思いましたが、そこが2名ぐらいしかおりませんが、その専門の方がそういう団体からです、本人が脱退というか辞めたい意思があった場合には、応援するというのは確か一昨年くらい前に言っていました。あと銀行口座に関しては、法務省もいろいろやってくださってるようですが、民間の金融機関さんはやめていても前があると、口座開設には至ってないと思うんです。やはり本当に口座が開設できないと社会生活が送れないということでございます。

石川委員　今ご指摘あったように法務省からも銀行口座の開設ですとか、携帯電話契約について協力依頼をしているところです。
こちらの方についても、合わせて協力依頼をしているところです。
就労するにしてもまずそれらが必要です。なかなか現場レベルでは協力依頼をしたからといってすぐに支援に結びつかないケースもあるのですが。徐々には動き始めているところです。

後藤会長　また他の委員の方々からご質問とかご意見いかがでしょうか。鈴木委員お願いいたします。

鈴木委員　すみません。度々、住宅セーフティネット法の関係が大体出てくるのですが。よく国交省の人と話していますが、ほとんど機能してないのが現状です。住宅セーフティネット法に登録したからといって、全てが入れるわけではない。
やっぱり保証会社の審査を必ず通してくるものですから、あまり機能してないのではないかということで先日も少し話したのですが。私の場合、結果的に保証会社を使わない不動産屋さんを作っていくというのが、やっています。全国で多分珍しいんですけども。そのため生活保護の人が静岡市はバンバン民間に入るということで、よく視察に来られた方いらっしゃいます。そういうことをやっています。
あと、携帯ですね。誰でもモバイル特約店やっています。
あと、金融機関ですが、私もよく手伝うことあるんですが、郵便局が一番早いです。
信用金庫さんもかなり厳しくなっていまして、先日、暴力団出てきた方に試しにやってみようかと言ったら、郵便局ですんなり通りました。何か10年ぶりに口座作りましたと言ってますが。どこか突破口があるんだろうなと感じています。私の方でできることはやっておりますのでまた言っていただければと思います。

後藤会長　どうも鈴木委員ありがとうございます。はい、津富委員さんどうぞ。

津富委員　民間でやってる方はいろいろとノウハウがありますので、私も生活困窮の事業をやったことがあるのですが、そのような民間のノウハウ活用の促進を事業化したらどうかと思います。。3－2の方は、最初からこの事業に関わってからお話していますが、法務省の方もご存じですけど、「再犯者率」はあまり意味がない数字で、ご存知のとおり、初犯者の数で変化します。本来は分母を犯罪をした人にして、そのうち何人が再犯したかというデータでないと意味がないです。
市の取組に意味があったかどうかは再犯者率ではなく、再犯率でないと分かりません。
再犯者率について着目する必要はないし、かえって誤解招く数字だということは、常識だと思いますので、ご理解いただければと思います。

後藤会長　どうもありがとうございます。その他の委員の皆さんいかがでしょうか。
よろしいですか。ご質問等ご意見。
今日一応議題はここまでのところなのですが、これで一応締めてよろしいでしょうか。

今日は皆さんお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。
いろいろ事務局から資料を拝見させていただきまして、皆さんからまたご質問いただきましてありがとうございます。
またこれをもとに市の方で事業に繋げていただきたいと思います。それでは前に戻しますのでよろしくお願いします。

事務局　はい、ありがとうございました。皆様改めてご審議の程ありがとうございました。
それでは、事務局から一点、第2回の協議会の開催についてご連絡をいたします。
現在策定されております第２次静岡市再犯防止推進計画についての協議を、今後予定しておりまして、第2回を
来年2月ごろの開催を予定しております。また日等につきましては決まり次第ご案内を送らせていただきますので、
よろしくお願いいたします。連絡事項は以上でございます。ありがとうございました。

閉会